

千葉県告示第150号

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）第32条第3項の規定により有料公園施設等の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第32条第6項の規定により告示します。

令和3年3月11日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

施設の名称	指定管理者	指定期間
千葉県蘇我スポーツ公園 (1)第3多目的グラウンド (2)市長が指定する区域	S S P U N I T E D 千葉県美浜区高浜4丁目12番2号 株式会社千葉マリスタジアム 代表取締役社長 中村 満 千葉県中央区川崎町1番地38 ジェフユナイテッド株式会社 代表取締役 森本 航 東京都中央区入船3丁目6番3号 日本メックス株式会社 代表取締役 臼井 賢 東京都中野区東中野3丁目20番10号 日本体育施設株式会社 代表取締役 奥 裕之	令和3年9月1日 から 令和7年3月31 日まで